

交付申請が必要な場合

住宅の新築等の事由により「一般貸付け」を償還している場合

- ・住宅の新築等の事由により、償還回数が120回（10年）の「一般貸付け」を借受け、現在も償還を続けている

敷地の取得に係る「住宅貸付け」を償還している場合

- ・家屋の新築日前2年以内に敷地を購入し、その敷地の購入に係る貸付金の償還を現在も続けている（当支部へ「完了報告書」が提出されていることが条件）

過年度の「年末残高等証明書」が必要な場合

- ・過去5年分まで発行可

上記事由によらない場合

- ・税務署から控除対象となる事由である旨、確認がとれている

上記に該当する場合は、「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明交付申請書」を提出してください。

